

令和7年 9月 1日

加賀市議会議長 今津 和喜夫 様

教育民生委員会

委員長 南 出 貞 子

教育民生委員会からの提言について

標記の件について、本委員会では加賀市における「高齢者施策(終活事業)について」を調査テーマとし、調査・研究してまいりました。

このたび、執行部に対する下記の提言書を取りまとめましたので、この取り扱いについて、御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付資料 加賀市における高齢者施策(終活事業)についての提言書

加賀市における高齢者施策(終活事業)についての提言書

我が国で急速な高齢化が進む中、加賀市においては、65歳以上の高齢者人口は令和2年をピークに減少に転じますが、高齢化率、後期高齢化率は、上昇傾向で推移していきます。高齢者が自らの人生の最期を安心して迎えるためには、残りの人生をより良く生きるための活動、すなわち「終活」の支援体制の整備が不可欠です。これまでも加賀市では、介護や福祉に関する相談体制、障がい者支援、成年後見制度など、個別の制度を通じた支援を実施してきました。

しかしながら、国が「孤立死」と位置付ける、ご自宅で誰にも看取られずに亡くなり、死後8日以上たっても発見された1人暮らしの人が、国による推計数では、昨年1年間に全国で2万1,856人に上っているという事実は、終活を総合的に支援する仕組みをより一層整えることの必要性を感じさせる一例と言えるものであります。

県南地区では唯一消滅可能性都市とされている加賀市にとって、人口減少・少子高齢化問題に対して、あらゆる手法を用いて取り組むことが優先的課題の一つであるとの当局の認識と本委員会の認識とは同じであります。であればこそなお、ここ加賀市においても、血縁や地縁に依存した従来からの支え合いの体制のみに依存しない終活支援事業の実施が不可欠であると考えます。

終活支援事業を強化・充実させることで、加賀市の高齢者が、自らの人生の最期を、今まで以上に安心して迎えることにつながるものと考え、本委員会では、令和6年5月13日に東京都豊島区、本年4月16日に東京都文京区、同月18日に神奈川県横須賀市の終活支援事業について調査を行いました。

また、本年2月14日には、加賀市の高齢者施策(終活支援事業)について、関係所属長などの出席を求めて、現状に関するヒアリングを行ったところであります。

これらの調査・研究の結果、加賀市では、身体が不自由になったときや、認知症になったときに、どのような支援を希望するのかを元気なうちから自分で考えておくための『わたしの暮らし手帳』(認知症ケアパス)を作成し、その普及活動として、平成29年度から、「地域での啓発活動」「関係団体への周知」「窓口や訪問先での紹介」といった取組を実施しているとのことでありました。

また、加賀市では18歳以上の方の総合相談窓口として、相談支援課における「インテーク相談」(職員が相談内容をアセスメントし、必要時には専門相談へつなぐもの)を中心として、地域包括支援センターにおける65歳以上の介護、福祉に関する相談、基幹相談支援センターにおける障がい者に関する相談を実施しており、必要に応じて「かが成年後見センターほっこり」との連携を図っているとのことでありました。

今般、終活における情報整理、遺言・財産管理、医療・介護の希望の表明、死後事務(葬儀・納骨・家財整理など)といった広範な課題に対して、包括的に対応できる体制などを整備すべきであるとの結論に至ったことから、下記の事項について提言いたします。

記

1. 終活支援事業について、総合相談窓口(終活支援センター)を設置すること。なお、この事業については、先行事例を参考にしながら、次のようなかたちで、サービス・支援をパッケージで提供することを提案する。

- ・ **社会福祉法人加賀市社会福祉協議会を終活支援事業の委託先とする。この際、終活支援事業に係る委託費用を確保するだけでなく、職員の育成などのための補助も実施する。**
- ・ **市民に寄り添った意思決定の支援(「身元保証代替支援」「みまもり等支援」「死後の事務対応」)を実施する。**

2. 終活支援事業では、次に掲げる内容に優先的に取り組むこと。

①加賀市版エンディングノートの作成と普及、活用

加賀市独自のエンディングノートを作成・配布し、近年、他の自治体において、世代を問わずにその普及に努めている現状を踏まえて、必要に応じて記入方法の支援を行う講座や個別支援を積極的に実施する。

エンディングノートには、医療・介護の希望、相続、葬儀、連絡先等を網羅すると共に次の点に配慮して作成し、これを活用する。

- ・ **全世代の市民にエンディングノートの有効性を理解していただくための啓発実施**
- ・ **エンディングノートの作成後の適切な更新実施**
- ・ **エンディングノートが必要になった場合の所在の明確化**

②終活に関する定期的な学習機会の提供

終活に関する定期的な学習機会を提供するために、終活セミナーや講座などを開催して、主に次に掲げるテーマを重点的に扱うこととする。

- ・ **医療、介護の意思決定支援(アドバンス・ケア・プランニング(※)を含む。)**
- ・ **遺言、相続、死後事務等の基礎知識**
- ・ **デジタル終活(SNS やネット口座等の対応)**

※【アドバンス・ケア・プランニング】とは

将来の医療やケアについて、自分自身が大切にしていることや希望を前もって考え、家族や医療・介護関係者と繰り返し話し合い、共有する取り組みのこと。

3. 終活支援事業に関する終活支援事業委託先の担当職員及び市の関係職員の研修機会を確保するなどし、相互に対応力の強化に努めること。また、司法書士、行政書士、社会福祉士、弁護士等の専門家との連携体制を構築し、個別の法的・実務的な相談が可能な枠組みを充実させると共に、市民が利用しやすい体制を整備すること。

令和7年9月1日

加賀市議会 教育民生委員会